

学校関係者に新型コロナウイルスの感染者が出た場合の対応について (5/22現在)

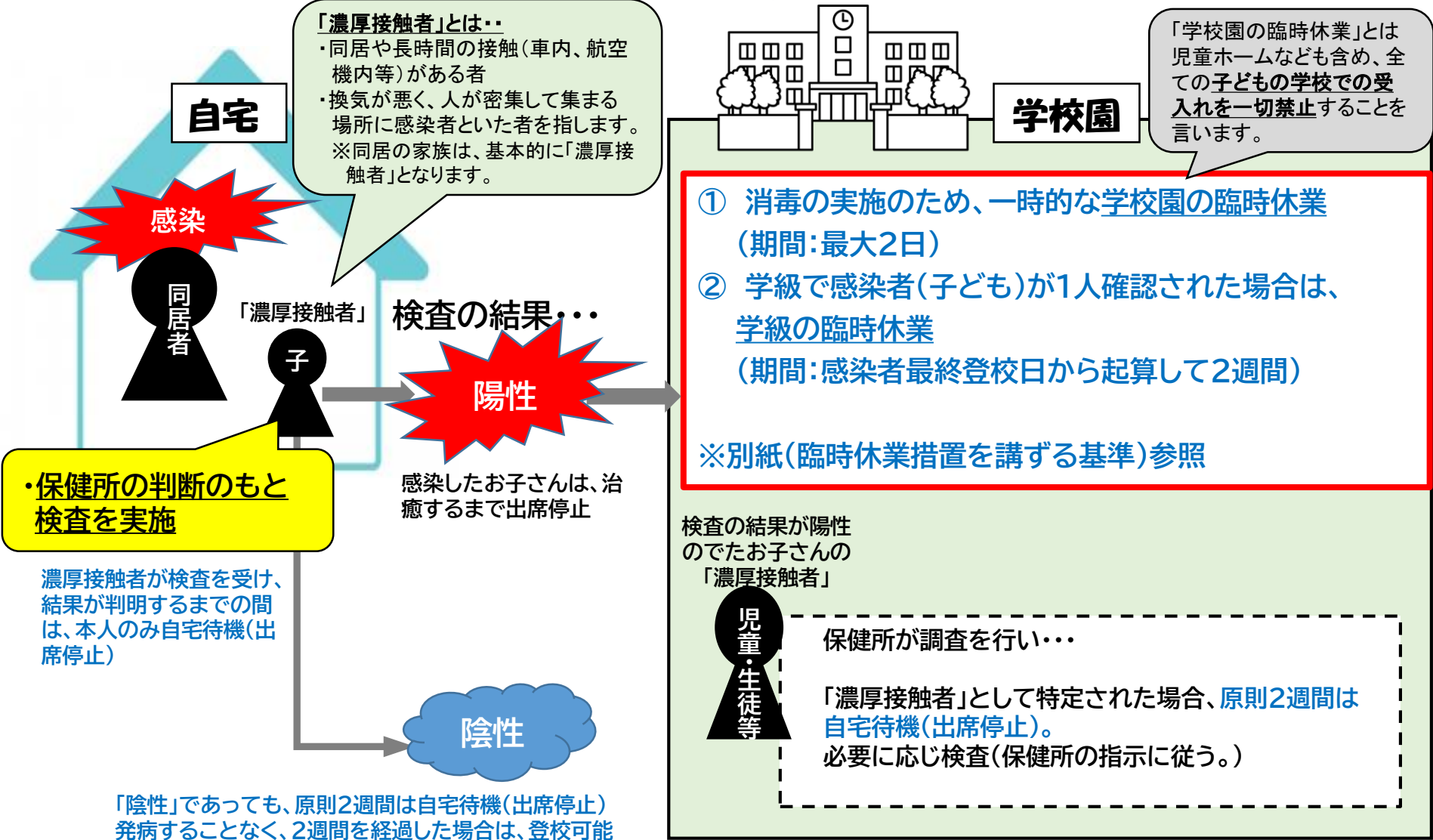
別添 2

尼崎市教育委員会

<お子さんの同居者(保護者など)が感染した場合>

※同居者は感染していないものの、そのお子さんが感染した場合は、以下の「陽性」の場合と同じ対応になります。

※濃厚接触者に特定されていないお子さんが、体調不良等により検査を実施し、陰性となった場合は、症状がなくなり次第、登校可能となります。



【別紙】臨時休業措置を講ずる基準 (5/22現在)

新型コロナウイルス感染症防止のため、臨時休業措置については、以下のとおり講ずるものとする。(学校保健安全法第20条)

1 「学級の臨時休業」を行う場合

- ① 学級で感染者(子ども)が1人確認された場合 ※
- ② 教職員等に感染者が確認され、当該教職員等の濃厚接触者として学級内の子どもが2人以上確認された場合 ※

2 「学年の臨時休業」を行う場合

- ① 過半数以上の学級で感染者(子ども)が確認された場合 ※

3 「学校園の臨時休業」を行う場合

- ① 過半数以上の学年で感染者(子ども)が確認された場合 ※

※ 期間は、感染者最終登校日から起算して2週間

また、学校関係者に感染者が確認された場合は、消毒や濃厚接触者特定などのため、「一時的な学校園の臨時休業(最大2日)」を行う。

なお、この取り扱いについては、当面の基準であり、日々の状況変化により今後変更を行うことがある。また、それぞれ個別の状況に合わせて、保健所の指示のもと、個別対応が生じる場合がある。